

令和3年3月31日

新型コロナウイルス感染症関連ニュース Vol.22 (※R2.4.13以降カウント)

※会員専用及び県民向けHPにも掲載しております。

(一社) 島根県歯科医師会

3次補正予算 感染拡大防止等補助金について(報告書提出期限の再確認について)

標記補助金(上限25万円)の実績報告書の提出期限について、厚労省より正式に改正通知がありましたので、ご確認下さいますようお願いいたします。

●事業実績報告書の提出

申請時に「申請する経費の支出が終わっていない場合」は、事業(支出)が終わった日から1か月以内又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出して下さい。

なお、交付決定日が令和3年4月1日以降^{*}になった場合には、別途、交付決定通知で指定する期限までに提出してください。別途指定する期限については、交付決定日からおおむね1か月以内を予定しています。

※注意)決定通知書に記載された「決定日」が基準となります。3月中の決定日であれば、報告書提出期限は4月10日となりますので、十分ご留意下さい。

.....
報告書提出先 〒119-0397 銀座郵便局留

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止・医療提供体制支援補助金担当宛

※報告書は、本会HPよりダウンロードして下さい。